

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【公表番号】特表2019-524437(P2019-524437A)

【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2019-506155(P2019-506155)

【国際特許分類】

| | | |
|--------|-------|-----------|
| B 01 D | 46/42 | (2006.01) |
| B 01 D | 46/10 | (2006.01) |
| B 01 D | 46/52 | (2006.01) |
| B 01 D | 39/16 | (2006.01) |
| B 03 C | 3/28 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|--------|-------|---|
| B 01 D | 46/42 | A |
| B 01 D | 46/10 | A |
| B 01 D | 46/52 | A |
| B 01 D | 39/16 | A |
| B 03 C | 3/28 | |

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月1日(2019.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

視覚的に一様なフィルタ寿命インジケータを含む空気フィルタであって、エアハンドリングシステムのフィルタ支持層の上流面の少なくとも一部に設置可能な適合可能で枠無しの空気フィルタ媒体を含み、

前記適合可能で枠無しの空気フィルタ媒体が、前記空気フィルタの視覚的に一様なフィルタ寿命インジケータを実現する少なくとも1つの不動態化された領域を含む、空気フィルタ。

【請求項2】

PM2.5粒子を少なくとも1立方メートル当たり15マイクログラムの濃度で含む空気流に前記空気フィルタを曝露した際に、前記不動態化された領域が前記空気フィルタの耐用寿命にわたり前記不動態化された領域の全体を通して一様な色を呈する、請求項1に記載の空気フィルタ。

【請求項3】

前記不動態化された領域が化学的に不動態化された領域である、請求項1に記載の空気フィルタ。

【請求項4】

前記不動態化された領域が物理的に不動態化された領域である、請求項1に記載の空気フィルタ。

【請求項5】

前記物理的に不動態化された領域において、前記空気フィルタ媒体の少なくともいくつかの纖維が集合的に高密度化されて空気流遮断層を形成する、請求項4に記載の空気フィ

ルタ。

【請求項 6】

前記フィルタ媒体をエアハンドリングシステムの円弧状フィルタ支持層の上流面に設置できるように、前記空気フィルタ媒体が円弧形状に適合可能である、請求項 1 に記載の空気フィルタ。。

【請求項 7】

空気を濾過する方法であって、

適合可能で枠無しの空気フィルタ媒体をエアハンドリングシステムのフィルタ支持層に設置することであって、前記適合可能で枠無しの空気フィルタ媒体が、視覚的に一様なフィルタ寿命インジケータを実現する少なくとも 1 つの不動態化された領域を含むこと、

前記フィルタ支持層をそれが取り付けられた前記空気フィルタと共に、移動する空気の空気流に曝露して、前記移動する空気の少なくとも一部が前記空気フィルタ媒体を通過するようによることと、を含む、方法。

【請求項 8】

前記フィルタ支持層の公称空気透過面積の 85 % 未満を前記空気フィルタ媒体が占めるように、前記空気フィルタを前記フィルタ支持層に設置することと、

前記フィルタ支持層をそれが取り付けられた前記空気フィルタと共に、移動する空気の空気流に曝露して、前記空気流の第 1 の部分が前記空気フィルタ媒体を通過するように、かつ、前記空気流の第 2 の部分が前記空気フィルタ媒体の側縁部の周りを通過して、前記空気フィルタ媒体を迂回しながら前記フィルタ支持層を通過するようによることと、を含む、請求項 7 に記載の方法。。